

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県労働委員会あつせん員候補者	【労働委員会】	労働委員会	目次
○ 令和三年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施	〃	人事委員会	
○ 令和三年度岡山県職員A採用試験の実施	〃	内部事務課	
○ 随意契約の相手方の決定	〃	〃	
○ 【人事委員会】	〃	〃	
○ 令和三年度岡山県職員A採用試験の実施	〃	〃	
○ 令和三年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施	〃	〃	
○ 保安林の解除予定	〃	治山課	
○ 保安林の指定予定	〃	〃	
○ 【公告】	〃	〃	
○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催	〃	都市計画課	
○ 〃	〃	〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	〃	建築指導課	
○ 〃	〃	〃	
○ 随意契約の相手方の決定	〃	〃	
○ 【人事委員会】	〃	〃	
○ 令和三年度岡山県職員A採用試験の実施	〃	〃	
○ 令和三年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施	〃	〃	

目次	担当課（室）

◎岡山県告示第二百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 国立療養所邑久光明園

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地

氏 名 園長 青木 美憲

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 国立療養所邑久光明園

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（188－2）		68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（188－3）		68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（188－4）		68の2－ロ 病院に設置される洗浄 施設（188－5）		68の2－ロ 病院に設置される洗 浄施設（188－6）	
能	力	0.4㎡		0.38㎡×2基		0.38㎡×2基		4.2kg×3基		4.2kg×3基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		同左		同左		断続4時間		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量の量及び 最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（㎡／日）	1.0	1.5	2.0	3.0	2.0	3.0	1.0	1.5	1.0	1.5
	p H	5.8～8.6		同左		同左		5.8～8.6		同左	
	B O D（mg／L）	40	50					110	120		
	C O D（mg／L）	40	50					80	100		
	S S（mg／L）	40	50					110	120		
	油 分（mg／L）	3	5					0	3		
	T－N（mg／L）	5	10					10	30		
	T－P（mg／L）	1	2					1	3		
	大腸菌群数（個／㎤）	無数	無数					無数	無数		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 188－3, 188－4, 188－5及び188-6から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

区 分		新 設		新 設		廃 止	
種 類		68の2－ロ 病院に設置される洗浄 施設（3－4）		68の2－ロ 病院に設置される洗浄 施設（3－5）		68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（188－1）	
能 力		4.2kg		4.0kg		0.6m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続4時間		同左		断続3時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値並びに 当該汚水等の通常 の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	1.5	2.0	同左		4.5	5.0
	p H	5.8～8.6				5.8～8.6	
	B O D（mg／L）	110	120			40	50
	C O D（mg／L）	80	100			40	50
	S S（mg／L）	110	120			40	50
	油 分（mg／L）	0	3			3	5
	T－N（mg／L）	10	30			5	10
	T－P（mg／L）	1	3			1	2
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	無数	無数			無数	無数

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和3年4月23日から同年5月14日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

◎岡山県告示第二百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション 土居の庭

2 所在地

津山市下高倉西二三六六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社土居の里

2 所在地

津山市下高倉西二三七〇番地の一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和三年四月六日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一三六

五 サービスの種類

訪問看護

◎岡山県告示第二百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

井笠圏域障害者相談支援センターこうのしま荘

2 所在地

笠岡市六番町二―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人天神会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島三六二八―一六

三 廃止年月日

令和三年三月三十一日

四 事業所番号

三三三〇五〇〇〇三八

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市玉三丁目一の一一から一の一五まで、一の三二から一の四五まで、一の五四（次の図に示す部分に限る。）、一一〇の五から一一〇の八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市玉三丁目一の四六から一の五三まで、一の五四（次の図に示す部分に限る。）

一一〇の九、一一〇の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字池樋一一一五の四、字唐口一一一八、字峪田一一六七の一、一一六九の一、一一七二の一、一一七四の一、一一七四の二、一一七五の一、字道ノ上一一六八の一、字峪一一七六、一一七八の一、一一八三、一一九〇、字穴畑一一九二、字かじやしき一一九五、字加治屋敷一一九九、字鍛冶屋しき一二〇〇、字かじ屋敷一二〇一、一二〇三、一二〇四、字藪一二一九の三、字倉ヶ谷一二二二、一二二四、字家の後一二二五、一二二六、一二三〇から一二三二まで、一二四一の一、一二五五、字たきの谷一二三六の一、一二三七の一、一二四〇の三、一二四四の一、字たき一二五一の一、一二五二の二、一二五三、一二五四、一二五六、一二六二、一二六三の一、一二六五の一、一二六六の一、字大空一二五九の四から一二五九の八まで、一二五九の一〇、一二五九の一、一二五九の一三から一二五九の一六まで、一二五九の一八から一二五九の二〇まで、字山の神谷一二六一、一二七三の一、一二七四、一二七八の一、一二七八の三、一二七四の一、一二七九、一三八〇、字的場一三四九、字堂の奥一二五〇、一三五一、一三五四、一三八一、一三八二の一、一三八二の二、字堂の上一三五五、字堂の元一三六七、字谷ヶ市一三七一、字堂奥一三八三、字井手谷原一三八四の一、一三八五、一三九六、一三九七の一、一三九七の二、一三九八の一、一三九八の二、一四〇二の一、字曲リ峪一四〇三の一、字平一七四七の一、一七五〇、字坂の谷一七四八の一、一七四八の二、字岡平一七四九、字中山一七五一の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

〔一六四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和三年四月二十三日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和三年七月六日午前十時から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇 倉敷市役所七階七〇一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和三年五月十四日から同月二十八日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和三年五月十四日から同月二十八日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課（倉敷市西中新田六四〇 電話〇八六一四二六―三四五五）

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

別紙様式

意見書

令和3年4月23日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路
の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ま
す。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔一六五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和三年四月二十三日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和三年七月八日午前十時から

二 開催場所

都窪郡早島町前潟三六〇―一 早島町役場二階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和三年五月十四日から同月二十八日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は早島町建設農林課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べるこ
とができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和三年五月十四日から同月二十八日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町建設農林課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は早島町建設農林課（都窪郡早島町前潟三六〇―一 電話〇八六一四八二―〇六一四）

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

別紙様式

意見書

令和3年4月23日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路
の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ま
す。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

〔一六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字別所三四四六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代三四四六一二

石本 勝志

三 許可番号

岡山県指令建指第三七三号

〔一六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字中須賀二四九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平田一二八―一二シャーマンナイス一番館二〇三号

三宅 秋郁

三 許可番号

岡山県指令建指第四二一号

令和3年4月23日 岡山県公報 第12288号

〔一六八〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
給与システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局内部事務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
七〇、二八〇、七六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、三八九、一六〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続き（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県人事委員会公示第三号

令和三年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和三年四月二十三日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	六十六名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
環 境	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛 生	四名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農 業	十名	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土 木	十五名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農 業 土 木	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産

電 気	建 築	林 業	
五名	二名	二名	
知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。	物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成三年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十二年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和四年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに

該当する者

- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
環境	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、有機化学、一般化学、生物有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計

試験の期日	試験会場
令和三年六月二十日（日曜）	岡山会場 岡山市北区津島中三丁目一番一号

- 1 第一次試験
- 四 試験の期日及び試験会場
- 2 第二次試験
- 口述試験
- 第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。
- なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。
- (3) 適性検査
- 性格、心理等について検査を行う。

電気	建築	林業	畜産	農業土木	
数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等	画、材料・施工等

日)	
東京会場	岡山大学文・法・経済学部講義棟
東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス	

2 第二次試験

試験の期日	令和三年七月十四日（水曜日）から同月二十一日（水曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和三年六月三十日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和三年八月二十六日（木曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和四年四月一日とする。

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和三年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和三年四月二十三日（金曜日）から同年五月二十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第四号

令和三年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和三年四月二十三日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	五名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成三年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十二年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和四年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするものの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者につ

いて行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日		試験会場	
令和三年六月二十日（日曜日）	岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	
	東京会場	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス	

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和三年七月三十一日（土曜日）及び 八月一日（日曜日）のうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区 分	発 表 の 期 日	内 容
第 一 次 試 験	令和三年七月七日（水曜日）	合格者の受験番号
第 二 次 試 験	令和三年八月十二日（木曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和四年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和三年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山二丁目四番六号）に提出すること。
- 2 受験申込書は、令和三年四月二十三日（金曜日）から同年五月二十八日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和三年四月二十三日（金曜日）から同年五月二十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和三年四月二十三日

岡山県労働委員会
会長 西田和弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付
労働委員会	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和2年11月30日
	妻 鹿安希子	弁護士 岡山大学大学院法務研究科准教授	〃
	濱田陽子	岡山大学法学部准教授	〃
	福島航	特定社会保険労務士	〃
	岡部宗茂	弁護士	〃
	阪口林	連合岡山副事務局長	〃
	金澤稔	連合岡山会長	〃
	檜本博美	連合岡山副事務局長	〃
	大森智子	日本郵政グループ労働組合岡山連絡協議会事務局長	〃
	林康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃

